

大東市監告示第9号

定期監査等の結果について

地方自治法第199条第2項および同条第4項の規定により定期監査等を実施したので、
同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表します。

平成31年3月26日

大東市監査委員 乗本良一

大東市監査委員 酒井一樹

【担当 監査委員事務局】

平成30年度 第3回 定期監査等の結果

1. 監査の対象

教育委員会事務局 学校教育部

(教育政策室、教育研究所、野崎青少年教育センター、北条青少年教育センター、学校管理課)

2. 監査の期間

平成31年1月7日～平成31年2月20日

3. 監査の方法

大東市監査事務処理規程に基づき、学校教育部の各課等が分掌する平成30年度の事務事業について、また必要なものにあつては平成29年度の事務事業について、関係する帳簿ならびに保管する文書の提出を求めた。

これらをもとに担当部課等から事情を聴取し、その財務および一般行政に係る事務執行が法律、条例、規則、要綱等に従って合法・妥当な内容か、また効果的、効率的な執行が行われているかについて監査を行った。

4. 監査の結果

全体として、概ね適正に事務が執行されていた。

なお下記の事務事業については是正すべき事項があつたので、次のとおり指摘する。

(1) 出張命令の事務執行について 【教育政策室】【教育研究所】

職員等旅費条例第4条では、「出張は、任命権者もしくはその委任を受けた者または出張依頼を行う者の発する出張命令等によって行わなければならない。」とされ、職員等旅費条例施行規則第3条で、「出張命令権者は、出張命令等を発するには、出張命令簿等に当該出張に関する事項を記載し、これを当該出張者に提示してしなければならない。」と定められているところである。

しかしながら、教育政策室と教育研究所の出張命令簿を確認したところ、出張命令簿は出張の都度記載されておらず、後日まとめて出張者ごとに記載されている事例が多くみられた。

今後はこのような誤った慣行は改め、例規を遵守した適正な事務執行を行われたい。

(2) 職員旅費の支出について 【教育政策室】 【教育研究所】 【学校管理課】

会計室が作成している旅費事務処理マニュアルによると、「利用した経路の一部または全部に、通勤手当を支給している経路と重複がある場合は、重複部分の運賃を除いた旅費を支給するものとする。」と定められているところである。

しかしながら、教育政策室と教育研究所の出張命令簿および支出命令書に添付されている旅費請求書を確認したところ、通勤手当の重複経路部分を除かないまま旅費を過大に支出している事例が複数件みられた。

また、学校管理課の出張命令簿および支出命令書に添付されている旅費請求書について確認したところ、人事課や他の団体から旅費が支給されるにも関わらず、これとは別に学校管理課の予算からも重複して支給している事例が複数件みられた。

戻入により是正されてはいるものの、一時的にでも公金の過大支出という結果が生じていることから、組織としてのチェック体制をより一層強化される等、適正かつ正確な事務執行を行われたい。

(3) 収納現金の取扱い等について 【野崎青少年教育センター】

【北条青少年教育センター】

会計規則によると、職員が現金を直接領収したときは「即日または翌日までに」指定金融機関等に払い込まなければならないと定められている。

しかしながら野崎、北条の両青少年教育センターでは、収納した現金の一部に払い込みが遅延する事例が複数件みられ、前回平成26年度の定期監査で指摘した事項が是正されているとは言い難い状況であった。

改めて会計規則を遵守した適正な事務執行を求めておきたい。

また、野崎青少年教育センターでは本来日々記載しなければならない現金出納簿を相当の日数が経過した後日に記載されている事例や、北条青少年教育センターでは実際に現金を収受した職員名を現金出納簿に記載していない事例があり、現金出納簿の正確性に欠ける記載が多々みられた。

基本に忠実で正確な事務執行を行われたい。

(4) 野崎青少年運動広場の清掃業務について 【野崎青少年教育センター】

野崎青少年教育センターが所管する野崎青少年運動広場の清掃業務については、地域団体等に業務を委託する方法で執行されているところである。

地域団体等への委託業務については、これまで定期監査や決算審査等を通じて、委託業務の必要性や委託料に見合った活動と成果の有無について、繰り返し検証と見直しを求めてきたところである。

しかしながら、市が検証や見直しに取り組まれていることは一定理解するものの、その動きについては未だ具体的な姿がみえてこない。

については、担当部課等だけでなく市内の関係部課との連携を図りながら、より効率的・効果的な委託となるよう、当該委託業務の検証と見直しについて尚一層の取り組みを進められたい。

(5) 小・中学校の体育館の使用について 【学校管理課】

①使用料の減免について

小・中学校の体育館（以下「体育館」という。）の使用料の減免については、「市立小・中学校の施設の使用に関する条例施行規則」で「市または委員会が主催する行事」、「自校のPTAによる活動」、「社会教育団体またはボランティアによる活動」を基本的な減免事由と定め、この他に「社会教育関係団体主催による諸活動」という減免事由が内規によって定められている。

今回監査を行った中で実際に最も多くみられたのが内規によって定められているこの減免事由であり、体育協会の各競技連盟に所属する「個別チーム」が、体育協会の印や各競技連盟の印を減免申請書に押印してもらい教育委員会から減免措置を受けていた。

この減免措置は、当該個別チームが競技連盟に加入しているか否か、かつその競技連盟が体育協会に加入しているか否かを以て減免の基準としている。

減免措置を受けている個別チームと減免措置を受けることができない個別チームとの間に体育館使用の内容に実質的な違いがないのであれば、より合理的で明確な減免基準が必要であると考えます。

条例、規則自体の見直しによって、合理的で明確な減免基準となるように検討されたい。

②営利的目的の使用について

「市立小・中学校の施設の使用に関する条例」では、教育委員会が施設の使用許可を制限する理由の一つに、「営利的目的」の使用が挙げられている。

今回、学校管理課が行う使用許可事務について確認したところ、体育館を使用する者の活動内容が営利的目的か否かについて、厳密に確認することもなく前例を踏襲しているのではないかと思われる事例が一部にみられた。

許可事務を行うにあたっては、例規を遵守されるとともに厳格な運用を徹底されたい。

(6) 奨学貸付金の債権管理の適正化について 【学校管理課】

平成26年度に行った前回の定期監査では、奨学貸付金について長期間返還が行われないケースや滞納者との接触が長年行われていない事例が多数みられたことから、実効ある滞納対策を講じるよう求めたところである。

今回その後の状況について確認したところ、依然として長期滞納者との接触が行われていない事例が多数みられ、定期監査での指摘事項が是正されているとは言い難い状況にある。

個々の長期滞納債権を管理していくにあたっては、債権の正しい現状把握とともに、滞納者との接触が不可欠であることから、一層組織的な対応を強化し、適正な債権管理に努められたい。